

令和5年12月21日

保護者各位

豊橋市長 浅井 由崇

学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金の対象期間の延長について

物価高騰に直面する保護者の皆様の負担を軽減するため、豊橋市立小中学校及び豊橋市立くすのき特別支援学校（小学部・中学部）において実施している学校給食費の保護者負担軽減にあわせて、給付金の対象期間を延長します。

学校給食を喫食されていない方（例：食物アレルギー）に対して「学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金（学校給食非喫食）」を給付します。

記

1 制度概略

- ・給食の注文を停止している ⇒ 保護者は申請書を学校へ提出
- ・各月について全て欠席ではない ⇒ 保護者は実績報告書兼請求書を学校へ提出 ⇒ 月毎の実績に応じて給付

2 詳細

(1) 対象者

令和6年1月から3月の間、各月1日時点で、次のいずれにも該当する方（各月2日以降に該当することになった場合は、翌月分から対象となります。）

- ①児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある方。ただし、区域外通学により市外から通っている児童生徒を含みます。
- ②豊橋市立小中学校又はくすのき特別支援学校(小学部・中学部)に在籍している児童生徒の保護者。ただし、各月について1日も出席（校長が認める「出席扱い」を含む。）できなかった場合は、対象外。
- ③「学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金（就学援助等）」を受給していない児童生徒の保護者。

※「学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金（就学援助等）」の対象となる方で、「学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金（学校給食非喫食）」を申請される方は、「受給拒否の届出書」(様式第2号)を併せて提出してください。

- ④給食を申し込んでいない、又は、「学校給食（停止・再開）届」を学校へ提出して給食の注文を停止している児童生徒の保護者。ただし、各月の初日から末日までの全ての注文を停止している場合に限ります。

※給付金の対象期間延長により1月からの学校給食の停止を希望される場合は、学校が冬期休暇に入ることを考慮し、令和6年1月10日（水）までに在籍する学校に「学校給食停止届」をご提出ください。

(2) 対象期間

令和6年1月から3月まで

(3) 支給額

小学校：月額2,400円 × 3か月（最大7,200円）

中学校：月額2,800円 × 3か月（最大8,400円）

※対象となった月数に上記月額をそれぞれ乗じた額を支給します。

※中学3年生は、令和6年2月分までの最大2か月分が対象です。

(4) 申請期間

- ・1月1日時点で、「(1) 対象者」の条件を満たす方は、令和6年1月22日までに学校へ提出
- ・各月2日～翌月1日に、「(1) 対象者」の条件を満たすことになった方は、翌月10日までに学校へ提出
- ・最終提出期限は、令和6年3月11日までに学校へ提出

(5) 申請方法

すでに給付金給付申請書（対象期間：令和5年4月～12月分）を提出済の方は、給付金の期間延長に係る新たな申請書の提出は不要です。

- ・給付金交付申請書（様式第3号）を学校へ提出
申請にあたって、学校長の証明（所定の様式内）が必要です。
市へ申請書が届いた後、1か月を目途に決定通知書をお送りする予定です。

(6) 請求・支給（実績報告書兼請求書が市に届いてから30日以内に支給されます）

- ・1月～3月分を、3月11日までに学校へ実績報告書兼請求書（様式第4-3号）※を提出
ただし、3月11日までに出席せず請求できなかった場合は、出席後直ちに請求することとし、3月21日までに市へ実績報告書兼請求書（様式第4-3号）※必着
（※学校長の証明が必要です。）

7 その他

- ・給付のためには、申請書だけではなく、実績報告書兼請求書の提出が必要です。
- ・本給付金は今年度限りの事業です。